

ISSUE BRIEF

W T O 新ラウンドの現状

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 420 (April 14, 2003)

ガットからW T Oへ
新ラウンド交渉の経緯

主要分野別の現状

- 1 農業
- 2 サービス
- 3 非農産品市場アクセス
- 4 アンチダンピング
- 5 投資ルール
- 6 途上国問題

主要参考文献

経済産業課

たなべ さとこ
(田辺 智子)

調査と情報

第 4 2 0 号

ガットからWTOへ

ガット誕生の経緯

ガット（GATT）は「関税と貿易に関する一般協定」の略称で、1947年に誕生した。この背景にあったのは、第二次世界大戦への反省である。1930年代の大恐慌に対応するため、主要国は保護貿易に走り、旧植民地とともに経済ブロックを形成した。これにより国際貿易が縮小したことが、第二次大戦の一因だったと考えられている。このため、戦後の世界経済の建て直しにあたっては、自由な貿易体制とそのための通貨の安定が重視され、国際通貨基金（IMF）、世界銀行、ガットを3本柱とする世界経済体制が生まれた。

当初の構想では、貿易については国際貿易機関（ITO: International Trade Organization）という国際機関が設立されるはずだった。ところが、米国を始め各国の国内事情により、結局ITOは実現しなかった。このとき、並行して関税引き下げ交渉が行われていたが、その結果成立したのがガットである。ガットは、もともと暫定的な取り決めとして用意されたものだが、ITOの設立失敗を受け、結果として永続的な性格を持つことになった。しかも、ガットは通商ルールを定めた協定であり、通常の国際機関のような強い権限を持たない。こうして不完全なかたちで誕生したガット体制は、その後40年以上にわたり国際貿易を支えることになった。

これまでのラウンド交渉

ガットは、その最も基本的な原則として、すべての国に同じ待遇を与える「最恵国待遇」と、輸入品と国内製品の取り扱いを区別しない「内外無差別」を加盟国に求めている。そして、輸入禁止や数量制限などの非関税措置は原則として禁止し、関税に置き換えることとされた。そのうえで、交渉により関税を相互に引き下げていくのが、ガットの自由化の基本的な枠組みである。ただし、国際収支が赤字の際は数量制限が認められるなど、これらの原則には数多くの例外があり、ルールは必ずしも明確ではなかった。

ガットのもとでは、これまでに8回の集中的な貿易交渉が行われている（表1）。5回目の交渉であるディロン・ラウンド以降は、発案者名や交渉が開始された地名をとって「ラウンド」と呼ばれるのが一般的となった。初期のラウンドでは、もっぱら関税の引き下げが交渉対象だったが、交渉を重ねて関税率が低下するにつれ、貿易に関するルールの整備や、残された非関税障壁の削減が重要視されるようになった。1979年に終結した東京ラウンドでは、政府調達や補助金などの国内措置が、初めて本格的な議論の対象となった（表2）。

ウルグアイ・ラウンドとWTOの誕生

1986年から始まった前回のウルグアイ・ラウンドでは、交渉対象が農業、サービス、知的財産権などに大きく拡大した。交渉の中では、こうした対象の拡大に対応し、法的基盤を強化するために、正式な国際機関を設立することが併せて検討された。同ラウンドは、7年あまりの歳月をかけて1994年に合意に達したが、この結果、ガット体制は大きく生まれ変わる事になった。

合意の結果発効した WTO 協定に基づき、1995 年 1 月 1 日に世界貿易機関(WTO: World Trade Organization) が設立された。WTO 協定には、ウルグアイ・ラウンドの成果と既存のガット諸協定がすべて付属書として盛り込まれ、WTO がこれらを統一的に運用する体制が整った。それまでは、個々の協定への参加は加盟国の自由であったため、自国に都合のよい協定にのみ署名する「つまみ食い」が可能で、特に途上国にそうした傾向が見られた。しかし WTO 協定では、基本的にすべての協定を一括して受諾する方式となったため、加盟国が平等な権利義務関係を持つことになった。また WTO では、貿易紛争を処理するための実効性の高い司法的枠組みが整備された。こうして、ガット体制を発展的に継承し、WTO 体制が誕生したのである。

表 1：これまでのラウンド交渉

交渉期間	名称	参加国数
1947 年	第 1 関税交渉	23
1949 年	第 2 回関税交渉	32
1950～51 年	第 3 回関税交渉	34
1956 年	第 4 回関税交渉	22
1961～62 年	ディロン・ラウンド	25 + EEC
1964～67 年	ケネディ・ラウンド	46 + EEC
1973～79 年	東京ラウンド	99 + EC
1986～94 年	ウルグアイ・ラウンド	124 + EC

(出典)『経済産業ジャーナル』370号, 2002.2, p.17.

表 2：ガット/WTOの自由化交渉の発展

	東京ラウンド (1973～79年)	ウルグアイ・ラウンド (1986～94年)	新ラウンド (2001年～)
市場アクセス	鉱工業品関税	鉱工業品関税 サービス 農業	鉱工業品関税 サービス 農業
貿易ルール	ダンピング防止 貿易の技術的障壁 政府調達 補助金 等	ダンピング防止 貿易の技術的障壁 政府調達 補助金 等	ダンピング防止 補助金 地域貿易協定
		繊維協定 船積み前検査 原産地表示 知的財産権 衛生植物検疫措置 貿易関連投資措置 紛争解決	知的財産権(部分的交渉)
			環境 投資(準備交渉) 競争(準備交渉) 政府調達の透明性(準備交渉) 貿易円滑化(準備交渉)

(出典)『経済産業ジャーナル』370号, 2002.2, p.17 をもとに作成。

新ラウンド交渉の経緯

新ラウンドの立ち上げ

ウルグアイ・ラウンド合意では、農業とサービスの2分野については、それぞれの協定の中で2000年までに次の交渉を始めることが合意されていた（ビルト・イン・アジェンダ）。これに合わせ他分野の交渉も開始し、包括的なラウンドにしようという動きが出てきたため、1999年の第3回シアトル閣僚会議⁽¹⁾に向けて、新ラウンド立ち上げが準備された。ところが、含めるべき対象分野について各国の意見の相違が大きく、事前のすり合わせが不十分なまま会議が始まった。議長国である米国が大統領選を控え柔軟な取りまとめに動けなかったこともあり、グローバリゼーションを批判するNGOのデモで混乱する中、会議は新ラウンドを立ち上げられないまま閉幕した。

この後、各国の意見調整はなかなか進まずにいたが、2001年9月の同時多発テロを契機として、世界経済失速への懸念から自由貿易推進の気運が高まった。この結果、2001年11月にカタールの首都ドーハで開催された第4回閣僚会議において、新ラウンド立ち上げをうたった閣僚宣言が採択された。

途上国への配慮

新ラウンド最大の特徴は、途上国に対する最大限の配慮が盛り込まれたことである。これまでのラウンドは、先進国、特に四極といわれる日、米、加、EUが中心となってまとめられてきた。しかし、いまや140以上に膨れ上がった加盟国・地域のうち4分の3を途上国が占め、彼らの意向を無視することができなくなっている。ウルグアイ・ラウンドでは、交渉範囲が拡大したうえに一括受諾方式となったため、途上国の協定実施上の義務が飛躍的に拡大した。途上国の間には、協定実施にあたって技術的な困難を抱える国が多く、また義務の拡大のわりに輸出が増えず恩恵が少ないという不満があり、これがシアトル閣僚会議失敗の一因ともなった。

ドーハ閣僚宣言では、いたるところで途上国への特別の配慮や技術支援をうたう文言が散りばめられた。新ラウンドの正式名称が「ドーハ開発アジェンダ」となっているのも、これまでと同じ先進国主導を連想させる「ラウンド」という表現を途上国が嫌ったことによる⁽²⁾。また、TRIPS協定（知的財産権協定）のためエイズなどの治療薬の入手が困難になっているという途上国の声に応え、同協定の運用改善を示した「TRIPS協定と公衆衛生に関する閣僚宣言」が同時に採択された。

新ラウンドの枠組み

新ラウンド作業計画には、農業、サービス、非農産品市場アクセス、TRIPS協定の一部、

⁽¹⁾ WTOでは、少なくとも2年に一度、最高意思決定機関である閣僚会議が開催される。

⁽²⁾ しかし、一般にはこれまでと同じ「ラウンド」という呼称が定着しているため、本論でも新ラウンドという用語を用いている。

WTO ルール、紛争解決制度、貿易と環境、途上国の協定実施問題が、交渉分野として盛り込まれた(表3)。また、新たに交渉対象とするか否かが議論されてきた投資ルール、競争政策、政府調達透明性の4分野⁽³⁾については、途上国の抵抗が大きいことに配慮して交渉が先送りされた。それぞれの分野ごとに検討を続け、2003年9月の第5回閣僚会議で交渉の大枠について議論し、明確な合意を得たうえで加盟国間の交渉に着手するとされた。

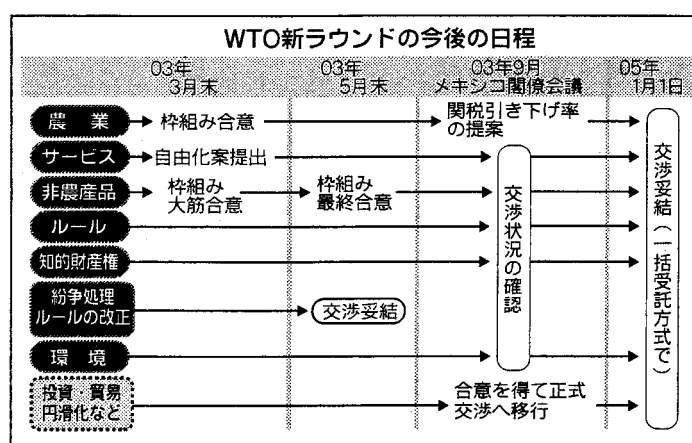
交渉は、各分野で個別に結論を出すのではなく、全分野の交渉結果を一括して受諾する方式となった。これにより、ある分野で成果を上げるために、別の分野で譲るような駆け引きが可能となる。わが国の場合、交渉分野が農業やサービスに限られると、さらなる自由化を迫られるだけの受身の展開となってしまう。このため、多くの分野を含む一括受諾方式となったことは、わが国にとっては大きな成果であった。WTOの意思決定は、すべての国・地域が受け入れないと合意に至らないコンセンサス方式である。つまり、すべての国・地域が、すべての分野で納得するまで交渉が続くということであり、容易な道のりではないことが予想される。

交渉期限は2005年1月1日までとされている。交渉期間はわずか3年間で、足かけ8年を費やしたウルグアイ・ラウンドと比較すると短いものとなっている。2003年秋にメキシコのカンクンで開催される第5回閣僚会議が、交渉の大きな節目となる。

交渉の現状

それぞれの分野ごとに交渉グループが立ち上げられ、議論が始まってから1年あまりが経った。分野により交渉方式もスケジュールも異なるため、それぞれのペースで議論が進められている。こうした中、2003年3月末は、いくつかの重要分野で大枠合意や文書提出の期限となっていたため、交渉の一つの節目になるとみられていた。中でも焦点となったのは農業交渉だが、進展が見られないまま3月末の期限を迎えた。このほか、2002年末までとされた途上国の協定実施問題も、まとまらないまま期限が延期されており、全体として交渉の遅れが目立ってきている。

図1



(出典)『毎日新聞』2003.2.9.

⁽³⁾ 1998年の第2回シンガポール閣僚会議から議論が始まったため、シンガポール・イシューとも呼ばれる。

表3：ドーハ閣僚宣言における作業計画の概要

分野	内容
途上国の協定実施に関連する問題	<ul style="list-style-type: none"> ・実施問題に最大限の重要性を与える。 ・実施についての決定を採択。未解決の項目については、作業計画の一部とする。 ・実施項目のうち、本閣僚宣言で特定の交渉権限が与えられている場合には、その権限の下で検討。それ以外のものについては、WTO の関連委員会で優先的に扱い、2002 年末までに貿易交渉委員会に対し適切な措置に関して報告を行う。
農業	<ul style="list-style-type: none"> ・先行して開始されている現行の農業交渉の、これまでの作業を承認する。 ・交渉結果を予断することなく、以下の点についての包括的な交渉を行う。 <ul style="list-style-type: none"> - 市場アクセスの実質的な改善 - あらゆる形式の輸出補助金の段階的撤廃を視野に入れた削減 - 貿易歪曲的な国内助成の実質的削減 ・途上国に対する特別かつ異なる待遇は、農業交渉全体の重要な一部である。 ・非貿易的関心事項に配慮。 ・2003 年 3 月 31 日までにモダリティー（交渉の大枠）を決定。交渉参加国は、第 5 回閣僚会議までに、モダリティーに基づく包括的な譲許表の草案を提出。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・先行して開始されている現行サービス交渉の、これまでの作業を承認。 ・加盟国は、第一次リクエスト（貿易相手国への自由化要求）を 2002 年 6 月 30 日までに、第一次オファー（リクエストに対する回答）を 2003 年 3 月 31 日までに提出。
非農産品市場アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・タリフピーク（一部品目の突出した高関税）、タリフエスカレーション（製品加工度が上がるほど税率が上がること）を含む関税・非関税障壁について、削減と撤廃を目指して交渉。 ・対象製品は包括的なものとし、前もって例外を設けない。 ・途上国、後発途上国の特別な必要性和関心を十分に考慮。
TRIPS 協定（知的財産権の貿易的側面に関する協定）	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品へのアクセスと新薬の研究開発の両方を促進することにより、TRIPS 協定が公衆衛生を支持するような形で実施・解釈されることが重要。 ・地理的表示のワインおよびスピリッツに関する通報登録制度の設立について交渉。地理的表示の対象品目拡大について TRIPS 理事会で検討し、貿易交渉委員会に報告。
WTO ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンピング防止協定と補助金・相殺関税措置について、これら協定の基本的原則を保ちつつ、規律を明確化し改善するために交渉。 ・これら交渉の中で、漁業補助金に関する規律の明確化・改善も目指す。 ・地域貿易協定に関する WTO 上の規律について、明確化と改善のために交渉。
紛争解決	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争解決了解の改善と明確化について交渉。 ・2003 年 5 月までに合意し、可能な限り早期に発効させる。
貿易と環境	<ul style="list-style-type: none"> ・貿易と環境の一層の調和のために、交渉結果を予断することなく、以下の点について交渉。 <ul style="list-style-type: none"> - 多国間環境条約に定められた貿易義務（有害廃棄物の輸出禁止など）と既存 WTO ルールの関係 - 多国間環境条約事務局との定期的な情報交換のための手続きと、オブザーバーの地位の付与基準 - 環境関連の物品・サービスに対する関税・非関税障壁の削減・撤廃 ・貿易と環境に関する委員会は、これまでの作業を継続する中で特に次の作業に注意し、第 5 回閣僚会議への報告の中で、とるべき措置について勧告。 <ul style="list-style-type: none"> - 環境措置が市場アクセスに与える影響や、貿易制限措置の撤廃・削減が貿易、環境、開発に与える影響 - TRIPS 協定に関連する条項 - 環境目的のラベル表示
貿易と投資	<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 回閣僚会議以降に、同会議において明確なコンセンサスに基づき決定されるモダリティー（交渉の大枠）を基礎として、交渉が行われることに合意。
貿易と競争政策	
政府調達	
貿易円滑化	
電子商取引	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回閣僚会議以来続けられてきた電子商取引に関する作業計画を継続。 ・第 5 回閣僚会議までは、国際電子商取引には従来どおり関税を課さない。

（出典）WTO 第 4 回閣僚会議・閣僚宣言をもとに作成。外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/wto_4/index.html>、WTO ホームページ <http://www.wto.org/english/tratop_e/dda_e/dda_e.htm> も参考。

主要分野別の現状

1 農業

ウルグアイ・ラウンドの合意内容

農産物は、ガット体制では長い間例外として扱われ、輸入数量制限などの保護措置も認められてきた。先のウルグアイ・ラウンドでは、この農産物が初めて本格的な交渉対象となり、市場アクセス、国内助成、輸出補助金の3分野で、表4に示す自由化が合意された。ここでは、関税だけでなく、国内農業助成や輸出補助金についても削減が約束されている。一般に、国内で価格を支持すると、農業者が生産量を増やすため、国内需要量以上の農産物が供給される。1980年代には、米国とEUが、過剰農産物に輸出補助金をつけて安価に輸出していることが問題視されていた。このため、生産を刺激し貿易を「歪曲」する効果を持つ国内助成についても、輸出補助金とともに削減対象となったのである。

食糧管理制度のような輸入制限は関税に置き換えるのが原則とされたが、わが国はコメをその例外とするかわりに4%から8%という追加的なミニマム・アクセス（最低輸入数量）を受け入れた。その後、1999年にコメは関税化され、現在のミニマム・アクセスは7.2%となっている。

表4：ウルグアイ・ラウンド農業合意の概要

政策分類	削減対象	削減方式（1995～2000年の6年間で実施）
国境措置	関税	・原則として、すべての輸入制限措置を関税化。 ・農産物全体で平均36%、品目ごとに最低15%削減。
	ミニマム・アクセス	・当初は基準年の消費量の3%とし、6年間で5%に拡大。
国内助成	価格支持、補助金など	・すべての国内助成を、生産を刺激するか否かに応じて3種類に区分。 緑の政策（価格支持の効果を持たない政策）…削減対象外 青の政策（生産調整を伴う直接支払）…削減対象外 黄の政策（価格支持、生産補助金等）…削減対象 ・AMS（国内助成の合計総量）を20%削減。
輸出競争	輸出補助金	・金額で36%、対象数量で21%削減。（日本は対象なし）

（出典）協定本文および梶井功「ガットからWTOへ」『地上』57(1), 2003.1, p.24などを参考にして作成。

新ラウンドの現状

農業分野では、ビルト・イン・アジェンダの規定どおり2000年から新交渉が開始されており、これが後に新ラウンドの一部として吸収された。ドーハ閣僚宣言では、2003年3月末までにモダリティー（自由化の方式や全体の削減数値・期間についての大枠）を決定し、その後9月に予定されている第5回閣僚会議で、各国が削減数値を提示することになっていた。

ウルグアイ・ラウンド同様、農業交渉はラウンド最大の争点となっており、米・加・ケアンズ諸国⁽⁴⁾などの自由化推進派と、日・欧などの慎重派の主張の隔たりは大きい。2月にはハービンソン農業交渉議長が、双方の主張を踏まえたモダリティー案を提示した（表5）。しかし、

⁽⁴⁾ 農産物輸出国のグループで、カナダ、オーストラリア、ブラジルなどの18ヶ国からなる。

その後の歩み寄りは見られず、期限とされた3月末のモダリティー合意は実現できなかった。

主要論点

【市場アクセス】

日欧は、関税引き下げ方式としてウルグアイ・ラウンド方式を主張している。これによれば、すべての品目で元の関税率の15%以上を引き下げ、全品目平均で36%以上の削減率にすればよい。品目ごとの削減率は柔軟に設定できるため、日本のコメなどの重要品目については、削減率を低く押さえることができる。非貿易的関心事項に適切に配慮するためには、この方式が必要というのが日欧の主張である。これに対し、米国はすべての品目の関税を一気に25%以下に引き下げる方式を主張している。これによれば、一部に高関税品目が残っている現行税率の問題点は解消され、すべての品目の税率が平準化される。議長案は両者の折衷ともいえる性格のもので、ウルグアイ・ラウンド方式のように品目ごとの柔軟性は持たせるが、もともとの税率が高い品目ほど引き下げ幅が大きくなる。例えば、現行税率が15%以下の品目は平均で40%削減すればよいが、90%以上の品目は平均60%削減する必要がある。

【国内助成】

日欧などは、国内助成においても、品目ごとの柔軟性を保てるような削減方式を主張している。これに対し米国など輸出国は、より大幅で一律の削減を求めている。ウルグアイ・ラウンドでは、すべての国内農業政策を、生産を刺激するか否かに応じて3種類に区分し、削減対象とそうでないものを分けた(表4参照)。この区分を見直すかどうか、重要な論点である。

【輸出補助金】

わが国は農産物輸出が少なくこの問題については直接の利害を持たないが、輸出補助金に依存しているEUに同調して、撤廃ではなく漸進的な削減を主張している。また日欧は、米国が農業協定上は削減対象とならない輸出信用や食糧援助に実質的に輸出補助金の性格を持たせていることを問題視しており、これらについても削減を求めている。

表5：農業交渉における各国の主張と議長案

	日本	EU	米国	ケニア 諸国	議長案(第1次)
関税	現行関税率の最低15%、平均で36%を削減		全品目25%未満に削減		現行関税率に応じて3区分し、90%以上...最低45%、平均60%削減 15~90%...最低35%、平均50%削減 15%以下...最低25%、平均40%削減
ミナム・アクセス	算定基準見直し、コメに課された加重措置解消	現行水準の維持	5%を6%に拡大	5%を25%に拡大	10%(または8%から12%)に拡大
国内助成	AMS(助成合計総量)を55%削減	AMSを削減	農業生産額の5%以下に削減	先進国は5年間で、途上国は9年間で撤廃	黄の政策(価格支持、生産補助金等) ...60%削減 青の政策(生産調整を伴う直接支払) ...50%削減 品目ごとに現行水準を上限とする
輸出補助金	削減 輸出信用の規律強化		5年間で撤廃	3年間で撤廃 輸出信用の禁止	9年間で段階的に撤廃

(出典)「WTO 農業交渉 議長案に各国反発」『毎日新聞』2003.2.14 などをもとに作成。

2 サービス

サービス貿易とは

近年の世界経済に占めるサービス産業の比重拡大を受け、前回のウルグアイ・ラウンドでは初めてサービス貿易が交渉対象となり、サービス貿易一般協定（GATS）が成立した。サービス貿易とは、ある国のサービス提供者によるサービスを他国の消費者が購入することであり（表6）、電気通信、流通、教育、環境、金融、運送などの幅広い分野が含まれる。

表6：GATSの定義によるサービス貿易の4形態

	形態	例
1	消費者が、自国にいながら外国にいるサービス提供者から直接にサービス提供を受ける場合	国際電話、国際通販サービス
2	消費者が、サービス提供者のいる国に移動し、現地でサービスを消費する場合	旅行先での宿泊・飲食、外国での手術
3	サービス提供者が、消費者のいる国に商業拠点を設け、それを通じてサービスを提供する場合	外国の金融機関の支店、外国の外食チェーン店
4	サービス提供者が、消費者のいる国に移動し、自然人としてサービスを提供する場合	外国人弁護士の法律サービス、外国人アーティストの公演

（出典）外務省「WTO新ラウンドメールマガジン」第3号, 2002.4.19 など。

ウルグアイ・ラウンドの合意内容

伝統的なモノの貿易自由化では、国境における貿易制限措置である関税や非関税障壁を取り除くことが主眼となる。これに対しサービス貿易では、外国のサービス提供者にとって障壁となる国内の規制を互いに削減・撤廃し、国内市場を開放することが自由化となる⁽⁵⁾。

加盟国は、それぞれ様々な社会的目的からサービス産業を規制しており、また経済の発展段階も異なるため、始めから最恵国待遇や内外無差別の原則をサービス分野に一律に適用するには無理があった。このためGATSでは、各国が約束した範囲でのみ自由化の義務を負う、ゆるやかなアプローチが取られた。

新ラウンドの現状

ビルト・イン・アジェンダで2000年から始まっている新サービス交渉は、リクエスト・オファー方式で行われている。これは、各加盟国が貿易相手国に対して削減・撤廃してほしい貿易障壁を要求し（リクエスト）、要求された国がそれに回答する（オファー）かたちで交渉を進めるものである。初期リクエストの提出期限は2002年6月末とされ、わが国は128ヶ国に対してリクエストを提出、26ヶ国よりリクエストを受けた。これに対する回答の締切りは2003年3月末となっており、各国の回答が出揃った後は、さらに細かい詰め交渉が行われる。また、こうした国別約束に加え、サービス貿易全体を規定するセーフガード、政府調達、補助金などのルールについても交渉が行われている。

⁽⁵⁾ ただし、公の秩序維持、生命・健康の保護、安全保障などを目的とした国内措置は、一定の要件を満たせばGATSの例外とされる。

3 非農産品市場アクセス

鉱工業品関税の現状

先進国の鉱工業品関税は、これまでのラウンドの結果、すでにかなり低い水準となっている（表7）。特に日本は、単純平均で3.6%であり、他の先進国と比較しても低い。その一方で、一部の品目に突出して高い税率のものがあること（タリフピーク）、製品の加工度が上がるほど税率が上がること（タリフエスカレーション）などが問題となっている。他方、途上国では財政収入の多くを関税に依存しているなどの事情もあり、一般に関税率が高めとなっている。

表7：ウルグアイ・ラウンド後の鉱工業品関税率（%）

	日本	EU	米国	カナダ	タイ	インド
単純平均関税率	3.6	4.1	3.8	5.3	28.4	59.0
最高税率	49.0	22.0	34.5	25.0	100.0	300.0
ゼロ関税品目の割合	53.8	22.2	37.2	28.6	0.4	0.4

（出典）OECD, *Post-Uruguay Round Tariff Regimes: Achievements and Outlook*, 1999 をもとに作成。

新ラウンドの現状

新ラウンドでは、関税交渉を農産品と非農産品の二つに分けて行っている。この非農産品の中には、鉱工業品のほか、わが国では国内調整の難しい林産品と水産品が含まれている。

新ラウンドの立ち上げにあたっては、非農産品については、タリフピーク、タリフエスカレーション、高関税品目を含めて関税を削減・撤廃すること、またその中で途上国の特殊事情を考慮することが合意された。交渉スケジュールは、モダリティーを2003年3月末までに大筋で合意し、5月末までに最終合意することになっている。

主要論点

主な論点としては、以下のようなものがある⁽⁶⁾。

- ・関税引き下げの方式をどうするか。フォーミュラ方式（一定の数式にあてはめて削減率を出す）、ゼロゼロ方式（関税を相互に撤廃する）、その組み合わせなど。
- ・タリフピーク、タリフエスカレーションの定義と削減方法。
- ・関税引き下げの基準を、譲許税率⁽⁷⁾とするか実行税率とするか。
- ・すでに関税率が十分低くなっている品目で、関税を撤廃するかどうか。
- ・途上国に対して、どのように配慮するか。先進国が中心となって関税削減するか、先進国はすでに関税率が低いいため途上国の関税をより大幅に削減するか。
- ・中国など、最近加盟した国に特別の配慮をするかどうか。

各国の主な主張を表8に示す。日本は、全品目の加重平均関税率を対象としたフォーミュラ方式を提案している。この方式によれば、現在関税率の高い国ほど引き下げ幅が大きくなる。

⁽⁶⁾ 外務省「新ラウンド交渉メールマガジン」20, 32, 39号 <<http://www.wtojapan.org/mailmagazine/>> など。

⁽⁷⁾ 譲許税率は、各国がWTOで約束した上限となる税率。実行税率は、譲許税率より低い場合がある。

また、各品目の税率を柔軟に設定できるため、わが国の林産品のように、政治的に関税引き下げが難しい品目については高関税を守ることができる。これに対し米国は、2015年までに全品目の関税を撤廃するという、非常に大胆な提案を行っている。ただし、これに対しては途上国から強い反発が出ている。

また日本は、有限天然資源である林水産品については特別な配慮が必要と主張しているが、各国の理解を得られず、対象品目には事前の例外を設けない方向が確認されている。

表 8：日米欧の非農産品関税引き下げ方式提案

	日本	E U	米国
関税引き下げ方式	<ul style="list-style-type: none"> ・全品目の平均関税率を対象としたフォーミュラ方式 ・特定分野ではゼロゼロ方式 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別品目ごとにフォーミュラ方式で引き下げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年までに全品目の関税を撤廃

4 アンチダンピング

交渉の背景

WTO のダンピング防止協定 (AD 協定) では、ある国が国内価格よりも低い価格で製品を輸出し、相手国の産業に損害を与える行為がダンピングと規定されている。損害を受けた国は、このような行為に対し、ダンピングの効果を相殺・防止するためにアンチダンピング (AD) 税を課すことが認められている。ところが、米国やインドなど一部の国が、ダンピング行為が認められない場合にも国内産業保護のために AD 税を多発していることが問題視されている。WTO に持ち込まれる AD 関係の紛争は増加傾向にあるが、これまでに結審した 11 件のうち 10 件で、発動国側が協定違反と認定されている⁽⁸⁾。わが国は、米国から鉄鋼製品に対する AD 措置を発動されるケースが目立つため、産業界は AD 協定の規律強化を求めている。

新ラウンドの現状

わが国は、新ラウンドで AD を交渉の議題に含めることを強く主張していた。米国はこれに反対していたが、最終的には譲歩し、ルール関連交渉の中で AD 協定の規律の明確化と改善が議論されることになった。日本は、他の 10 あまりの国々とともに AD フレンズ・グループ⁽⁹⁾ を形成し、連携して活動している。同グループは、AD 措置濫用を防ぐためには、ルールの明確化、被提訴企業の負担軽減、システムの透明性・予見可能性・公平性の向上が必要と主張している。同グループでは、これまでに 3 度にわたって共同ペーパーを提出し、内外価格の比較方法など技術的な問題について 33 点の問題を提起している。これに対し米国は、現行協定の基本原則を維持し、AD ルールの実効性を保つのが重要と主張している⁽¹⁰⁾。

⁽⁸⁾ 梶田朗・安田啓「WTO の紛争案件とアンチダンピング発動の現状と課題」『ジェトロセンサー』621号、2002.8, pp. 55-57.

⁽⁹⁾ メンバーは、わが国の他、韓国、台湾、香港、タイ、シンガポール、イスラエル、トルコ、スイス、ノルウェー、メキシコ、コスタリカ、コロンビア、ブラジル、チリ。

⁽¹⁰⁾ 矢幅直彦「WTO 新ラウンド その論点と展望 第4回」『貿易と関税』51巻4号、2003.4, p.18.

5 投資ルール

交渉の背景

日本企業の対外直接投資は近年ますます増加しているが、進出企業は現地で様々な困難に直面している。特に途上国では、投資関連の法制度が不透明であったり、運用が恣意的・不徹底な場合が多い。ところが、現時点では投資ルールに関する包括的な国際協定が存在しない。WTO では、GATS や TRIM 協定（貿易関連投資措置協定）が投資に関連した規定を持つが⁽¹¹⁾、対象が限定的である。OECD（経済協力開発機構）の場で、1995年から1998年にかけて多国間投資協定が議論されたことがあったが、結局実現しなかった。このため各国は二国間の投資協定に依存しており、これまでに世界で1,900件以上が締結されているが、日本はわずか10件と出遅れている。こうした事情から、わが国産業界では、WTOでの投資ルール策定への期待が大きい。

新ラウンドの現状

新ラウンドでは、投資ルール策定については、2003年9月の第5回閣僚会議の後に、同会議で明確なコンセンサスのもとに決定されるモダリティーを基礎として、交渉を開始するとされた。つまり、実際に交渉が始まるかどうかは、9月の閣僚会議でモダリティーが合意されるかどうかにかかっている。わが国としては、交渉開始に向けて各国のコンセンサスを形成していくことが課題となる。

日本やEUなど投資ルール交渉に積極的な国々は、投資の自由化や環境整備は、途上国の経済発展にもつながると主張している。これに理解を示す途上国もある一方、インドやマレーシアなど一部の途上国は、強い反対姿勢を示している。投資ルールによって自国産業育成のための開発政策が妨げられたり、自由化により外資に経営権を握られることへの抵抗があるためである。このため、約束した項目についてのみ自由化するGATS方式の採用や、途上国へのキャパシティ・ビルディング（能力開発）のあり方が議論されている。なお米国は、投資については原則的に二国間で協議すべきという立場をとっている。

主要論点

主な論点としては、以下のようなものがある⁽¹²⁾。

- ・対象となる投資の範囲。直接投資（生産拠点の設立や、経営への影響力行使を目的とする合併・買収）のみを対象とするか、ポートフォリオ投資（資産運用を目的とする株式や債権の取得など）も含めるかどうか。
- ・外国企業に、国内企業と同じ条件で扱う内国民待遇を与えるかどうか。その場合、投資拠点を設立する段階から同じ条件で許認可を行うか、設立後のみ同じ条件で扱うか。

⁽¹¹⁾ GATS では、サービス分野の直接投資が対象となっている。TRIM 協定では、政府が海外からの進出企業に対して、部品の現地調達や輸出入均衡などを要求することを禁止している。

⁽¹²⁾ 外務省「新ラウンド交渉メールマガジン」5, 15, 21号 <<http://www.wtojapan.org/mailmagazine/>> など。

6 途上国問題

問題の背景

新ラウンドでは、その立ち上げの経緯から、途上国問題の扱いが一つの焦点となっており、交渉のあらゆる場面で、途上国への特別な配慮や技術支援が議論されている。途上国の理解なしには新ラウンドの合意はままならないため、しばしば、途上国は新ラウンドの鍵を握っているといわれる。

途上国への配慮が必要なのは、WTO 協定の義務を履行させるためだけではない。途上国は、現行協定の実施だけで精一杯なため、投資ルールなど新たな交渉を開始することに消極的である。このため先進国には、途上国に技術支援をセットで提供することにより、交渉へのインセンティブを与えるねらいもある。特にわが国は、農業交渉で守勢なうえ、鉱工業品の関税も低く交渉で攻めに出られる分野が少ないため、途上国への配慮は数少ない重要な交渉カードであるとの指摘もある⁽¹³⁾。

技術支援とキャパシティ・ビルディング

サービス協定、TRIPS 協定などの実施には高度な専門知識が必要となるが、途上国はそれに必要な人材や技術が不足している。また、実施だけでなく交渉に必要な人材・能力が十分でなく、新ラウンドの多分野にわたる同時並行的な交渉に対応できない国もある。こうした状況を改善するため、途上国の能力開発を支援するための取組が、キャパシティ・ビルディング（能力開発）である。

WTO では、技術支援の全体枠組みとして「技術協力計画」を策定し、その財政的裏付けとして、グローバル・トラスト・ファンドが設立された。わが国は、2003 年計画のために、これまでに 81 万スイスフラン（約 6,900 万円）⁽¹⁴⁾を拠出している。具体的な研修プログラムは、WTO だけでなく、世界銀行、IMF、UNCTAD（国連貿易開発会議）などが協力して行う。わが国も、国際協力事業団を通じた支援を行っている。

実施問題

途上国は、WTO 協定で実施が困難な点について、義務の緩和・免除や経過措置延長を求めており、ドーハ閣僚会議に 101 項目の要望を提出した（表 9）。このうち 42 項目はドーハで決着したが、残りについては新ラウンド交渉の中で議論されることになった。各交渉グループで扱われるものを除いた 24 項目については、別途議論して新ラウンドを総括する貿易交渉委員会に 2002 年末までに報告することとなっていたが、2003 年 3 月現在、まだ結論が出ていない。

特別かつ異なる扱い（S & D）

⁽¹³⁾ 荒木正明「キャパシティー・ビルディングはなぜ必要か」『ジェトロセンサー』621号、2002.8 pp. 51-54.

⁽¹⁴⁾ 外務省「新ラウンド交渉メールマガジン」42号 <<http://www.wtojapan.org/mailmagazine/>>の数字をもとに、1スイスフラン=85円で計算。

WTO協定の条文には、途上国に特別かつ異なる扱い(Special and Different の略でS & Dと呼ばれる。)を求める規定が多数含まれている。途上国は、これらの条項をより具体的で拘束力の強いものにするを要求している。これを受け、WTO貿易開発委員会特別会合において、既存協定中のすべてのS & D条項を見直す作業が行われている。途上国は85項目について個別提案を行っており、検討結果を2002年12月末に提出することとされていたが、十分な議論のために期限が延長されている。

表9：実施問題の検討状況

関連分野	対応	項目数
全般	ドーハ閣僚会議で決着	42
農業、AD、補助金など	各交渉グループの中で議論し、2004年末までに結論を出す	35
知的財産権、衛生植物検疫、TBTなど	新ラウンドの交渉対象に含まれないため、WTOの関連委員会で議論し、結論を2002年12月末までに貿易交渉委員会に報告	24

(出典) 外務省「WTO新ラウンド交渉(各交渉の現状と今後の日程)」2003.1. などをもとに作成。

主要参考文献

- ・北林寿信「世界貿易機構(WTO)設立」『調査と情報 ISSUE BRIEF』国立国会図書館・調査及び立法考査局, 254号, 1994.9.2.
- ・外務省経済局国際機関第一課編『解説 WTO協定』日本国際問題研究所, 1996.
- ・池田美智子『ガットからWTOへ』筑摩書房, 1996.
- ・田村次朗『WTOガイドブック』弘文堂, 2001.
- ・「世界貿易機関(WTO)」『関税年報 平成14年版』日本関税協会, 2002, pp.82-117.
- ・「特集：動きだした新ラウンド」『経済産業ジャーナル』370号, 2002.2, pp. 3-21.
- ・「新ラウンドの立ち上げと交渉の展望」『ジェトロ貿易投資白書 2002年版』2002, pp.47-51
- ・「特集：WTO新ラウンドの行方 すべてが分かる五つのポイント」『ジェトロセンサー』621号, 2002.8, pp.38-57.
- ・團野廣一「本格化するWTO新ラウンド交渉と産業界の立場」『JMC Journal』627号, 2003.1, pp. 22-31.
- ・日本経済団体連合会「日本経団連WTOミッション ポジション・ペーパー」2002.9.11.
<<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2002/061.html>>
- ・朝倉弘教「WTO農業交渉と農産物関税問題 上・下」『貿易と関税』596号, 2002.11, pp. 12-20, 597号, 2002.12, pp. 12-21.
- ・「特集：どう立ち向かうか - WTO農業交渉」『農業と経済』69巻2号, 2003.2, pp. 5-47.
- ・「WTO新ラウンド その論点と展望 / 関税交渉」『貿易と関税』599号, 2003.2, pp. 4-13.